

特別養護老人ホーム うさみの園 利用料について

平成29年9月1日現在

介護福祉施設サービス費区分	ユニット型介護福祉施設サービス費(I)
地域区分	その他(0%)

※特別養護老人ホーム うさみの園利用料金 (1ヶ月30日として計算)

費用	基本サービス費 1日当り	夜勤職員配置加算Ⅱ 1日当り	夜勤職員配置加算Ⅰ(ロ) 1日当り	サービス提供強化加算 1日当り	看護体制加算Ⅰ 1日当り	栄養マネジメント 加算 1日当り	個別機能訓練加算 1日当り	介護職員処遇改善加算Ⅰ(※) 1日当り	食費 1日当り	居室利用料 1日当り	利用料金 1日当り(合計)	金品管理費 1ヶ月当り	利用料金 1ヶ月当り
要介護1	625円							約57円	1,380円	1,970円	4,092円		125,760円
要介護2	691円							約62円	ただし 650円・ 390円・ 300円への 軽減あり	ただし 1310円・ 820円への 軽減あり	4,163円		127,890円
要介護3	762円	18円	12円	4円	14円	12円		約68円			4,240円	3,000円	130,200円
要介護4	828円							約74円			4,312円		132,360円
要介護5	894円							約79円			4,383円		134,490円
(※1) 処遇改善算定記号	A												
介護給付	B												
	C												
	対象(入居者負担額:1割)												
	対象外(入居者負担額:全額)												

■(※1) 上表 介護職員処遇改善加算Ⅰ(C) 算定方法:

C = (基本サービス費(A) + 各加算項目合計(B)) × サービス別加算率(特養: 8.3%) × 地域区分(その他: 1) (小数点以下四捨五入)

■その他の加算料金

- ・初期加算(30単位) 自己負担額30円/日(入居日より30日、及び30日以上入院をした場合退院後30日に加算) ※2
 - ・外泊加算(246単位) 自己負担額246円/日(外泊・入院とも6日間、但し月をまたぐ時は最長12日間まで加算) ※2
 - ・療養食加算(18単位) 自己負担額18円/日(医師からの指示により療養食を提供した場合に食費とは別途に加算) ※2
- (※2) 上記表Bと同様に介護職員処遇改善加算の計算項目に該当します。
- ・理美容利用料 1,000円/回(但し、カットのみ) パーマ・カラー等は、移動美容室にて実費負担でご利用出来ます。
 - ・医療機関への受診状況に応じて医療費・薬代が別途発生します。

社会福祉法人の減免制度(所得に応じて)

社会福祉法人等利用者負担軽減制度 減免率 25%

特別養護老人ホーム うさみの園 利用料について

【2割】

平成29年9月1日現在

介護福祉施設サービス費区分	ユニット型介護福祉施設サービス費(I)
地域区分	その他(0%)

※特別養護老人ホーム うさみの園利用料金 (1ヶ月30日として計算)

費用	基本サービス費 1日当り	夜勤職員 配置加算 II 1日当り	サービス 提供体制 強化加算 I(口) 1日当り	看護体制 加算I 1日当り	栄養マネ ジメント 加算 1日当り	個別機能 訓練加算 1日当り	介護職員処遇 改善加算I(※) 1日当り	食費 1日当り	居室利用料 1日当り	利用料金 1日当り(合計)	金品管理費 1ヶ月当り	利用料金 1ヶ月当り
要介護1	1,250円						約114円			4,834円		148,020円
要介護2	1,382円						約125円			4,977円		152,310円
要介護3	1,524円	36円	24円	8円	28円	24円	約136円	1,380円	1,970円	5,130円	3,000円	156,900円
要介護4	1,656円						約147円			5,273円		161,190円
要介護5	1,788円						約158円			5,416円		165,480円
(※1) 処遇改善算定記号	A			B			C					
介護給付	対象(入居者負担額:2割)											
	対象外(入居者負担額:全額)											

■(※1) 上表 介護職員処遇改善加算I(C) 算定方法:

C = (基本サービス費(A) + 各加算項目合計(B)) × サービス別加算率(特養: 8.3%) × 地域区分(その他: 1) (小数点以下四捨五入)

■その他の加算料金

- ・初期加算(30単位) 自己負担額60円/日(入居日より30日、及び30日以上の上の入院をした場合退院後30日に加算) ※2
 - ・外泊加算(246単位) 自己負担額492円/日(外泊・入院とも6日間、但し月をまたぐ時は最長12日間まで加算) ※2
 - ・療養食加算(18単位) 自己負担額36円/日(医師からの指示により療養食を提供した場合に食費とは別途に加算) ※2
- (※2) 上記表Bと同様に介護職員処遇改善加算の計算項目に該当します。

- ・理美容利用料 1,000円/回(但し、カットのみ) パーマ・カラー等は、移動美容室にて実費負担でご利用出来ます。
- ・医療機関への受診状況に応じて医療費・薬代が別途発生します。